

宮崎情報ハイウェイ 2 1 運営要綱

(趣旨)

第1条 宮崎情報ハイウェイ 2 1 (以下「ハイウェイ 2 1」という。)の利用に伴う行政財産の使用許可及びハイウェイ 2 1の運営に関する取扱については、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 ハイウェイ 2 1は、都市と地方の情報通信格差の是正を図り、産業の活性化や企業誘致を促進するとともに、医療・教育・福祉などの公共・社会サービスの推進や行政手続の電子化に伴う事務の迅速化・効率化によって、県民へのサービス向上を図る。

(使用者)

第3条 ハイウェイ 2 1の使用者(以下「使用者」という。)は、ハイウェイ 2 1の効果的な活用により、地域振興や産業の活性化、新たな事業展開等を図ろうとする者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ第7条の規定により許可を受けた者とする。

- (1) 県内でサービスを提供する電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者
- (2) 国、公共団体又はそれに準ずる団体及び企業・団体等

(用語の定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ハイウェイ 2 1
ネットワークオペレーションセンタとアクセスポイント及び県内全市町村を光ファイバケーブルで結ぶ高速・大容量の基幹線ネットワーク網をいう。
- (2) ネットワークオペレーションセンタ(以下「NOC」という。)
ハイウェイ 2 1を統括し及び監視するネットワークの中核施設をいう。
- (3) アクセスポイント(以下「AP」という。)
ハイウェイ 2 1の使用のため、県内8箇所(宮崎市・都城市・延岡市・日南市・小林市・日向市・高鍋町・高千穂町)の県総合庁舎等に設置されている各種データ通信が可能な相互接続点をいう。

(ハイウェイ 2 1への接続)

第5条 ハイウェイ 2 1への接続の種類は、次のとおりとする。

- (1) イーサネット接続
1台又は複数台のコンピュータが接続されているLANにメディアコンバータやスイッチ等の電気通信機器等を接続して県が用意するAPのMPLSルータやATMハブのイーサネット接続ポートに、自ら回線を引き込み又は電気通信事業者のイーサネット接続サービスを通じて接続する。

(2) ATM専用線接続

1台又は複数台のコンピュータが接続されているLANにATM交換機等の電気通信機器等を接続して、県が用意するAPのATM回線接続ポート(接続インタフェースはOC-3)に、電気通信事業者のATM専用線サービスなどを通じて接続する。

(使用許可申請)

- 第6条 ハイウェイ21を使用しようとするものは、知事の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けようとするものは、宮崎情報ハイウェイ21使用許可事務取扱要領(以下「事務取扱要領」という。)に基づきハイウェイ21使用許可申請書及び添付書類を知事に提出しなければならない。
- 3 使用者は、使用許可の内容について変更しようとするときは、事務取扱要領に基づき、知事にハイウェイ21使用変更許可申請書を提出し、変更の許可を受けなければならない。

(使用許可)

- 第7条 知事は、次条に掲げるハイウェイ21の使用許可基準に適合する場合には、使用を許可することができる。
- 2 知事は、使用を許可した場合には、その旨を文書により通知するものとする。

(使用許可基準)

第8条 使用者において構築するネットワークは、次の各号に掲げる社会通念上不相当と考えられる利用を制限するものでなければならない。

- (1) 県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)及び県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和54年宮崎県条例第8号)その他の条例に違反する行為
- (2) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (3) 他人の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (4) 他人になりすまして情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (5) 他人の電気通信設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運用に支障を与える行為
- (6) 他人の著作権、商標権等の知的財産権及び他人の肖像権又はプライバシーを侵害する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (7) 他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (8) わいせつ又は幼児虐待に関する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (9) 無限連鎖講(ねずみ講)の取引を開設し、又はこれに勧誘する情報を不特定多数人に対して表示する行為
- (10) 有害なコンピュータプログラム等を提供し、又は使用する行為

- (11) 前各号のいずれかに該当する他人の各種データ・情報等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為
- (12) その他法令又は公序良俗に反する行為

(使用許可期間)

第9条 使用許可期間は、1年以内とする。ただし、特に知事が必要と認める場合は、使用許可の期間を3年以内とすることができる。

2 前項の期間は、これを更新することができる。この場合には、第6条の規定を準用する。

(使用許可の条件)

第10条 知事は、第7条に規定する許可を行うときには、次の各号に掲げる条件を付すものとする。但し、許可の内容によっては、その一部を変更することができる。

- (1) 使用許可に係る権利又は義務を第三者に譲渡、転貸し又は担保の目的に供さないこと。
- (2) 使用許可に係る行政財産(以下「使用財産」という。)を使用許可に係る目的及び用途以外に使用せず、また使用財産の原状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (3) 善良な管理者の注意義務をもって、使用財産を使用するとともに使用財産を故意若しくは過失により滅失し、又は毀損した場合はその損害を賠償すること。
- (4) 使用者の責めに期すべき事由により使用許可が取り消されたときは、使用者が使用財産に投じた有益費その他の費用を県に請求しないこと。
- (5) 使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、使用財産を原状に復して指定された期日までに引き渡すこと。
- (6) 使用者の都合により使用を一時中止する場合には、あらかじめ届け出ること。
- (7) 第8条各号に掲げる行為を行わないこと。
- (8) 県が許可の条件に違反する行為を認知した場合に行う勧告に対して適切な対応を行うこと。
- (9) ハイウェイ21の正常な運用を阻害することのないよう、使用者の利用する電気通信機器等の正常な稼働を維持すること。
- (10) 使用者の利用する電気通信機器等に第三者による不正アクセス行為から防御するための必要な措置を講ずることとし、他のネットワーク及び電気通信機器等に支障をきたすことのないよう適切に運用管理すること。
- (11) 使用者の利用する電気通信機器等に起因する通信障害が発生した場合には、迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。
- (12) ハイウェイ21の通信に障害が発生した際、その障害が使用者の利用する電気通信機器等に起因すると推測される場合には、県の指示に基づき迅速に原因調査及び復旧作業を行うこと。
- (13) 使用許可の取消しによって生じた一切の損害について、県にその賠償を請求しないこと。

- (14) ハイウェイ21の使用の中断、遅延等が発生しても、その発生の理由のいかんにかかわらず、その結果使用者に生じた一切の損害について、県にその賠償を請求しないこと。
- (15) ハイウェイ21の使用に起因して、第三者との間で紛争を生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、県にその賠償を請求しないこと。
- (16) ハイウェイ21の使用にあたって県から提供を受けた資料等の内容について、秘密の保持に努めること。(前条に規定する使用許可の期間終了後も同様とする。)

(使用許可の取消し)

第11条 県が許可の条件に違反する行為を認知した場合は、使用者に対し違反行為の中止勧告を行い、これに従わない場合には、その許可を取り消すことができる。

2 前項の許可の取消により、使用者に損害が発生したとしても、県は一切の責任を負わない。

(経費の負担)

第12条 使用者は、別に定める使用料を納めなければならない。

2 ハイウェイ21のAPに接続するため、使用者が用意するネットワーク設備の費用及び接続に要する経費等は、使用者において負担するものとする。

(インターネット回線の利用)

第13条 知事は、使用者のうち別表に掲げるものについては、県の用意するインターネット回線の利用を認めることとする。

(管理運営)

第14条 ハイウェイ21は、次条及び第16条に規定する場合を除き、常時24時間使用できるものとする。

2 NOC及びAPへの部外者の立入を禁止する。但し、使用者が自らの電気通信機器等の設置・調整等を行うためにNOC又はAPへ入室する必要がある場合は、事前に県の許可を得なければならないものとし、かつ県又は県の指定する者が立会うものとする。

(運用の停止)

第15条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、ハイウェイ21の運用を停止することができる。

- (1) ハイウェイ21の設備の保守又は工事上やむを得ない場合
- (2) ハイウェイ21の設備の障害によりやむを得ない場合
- (3) 火災、停電等によりハイウェイ21の運用ができなくなった場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりハイウェイ21の運用ができなくなった場合
- (5) 動乱、暴動、騒乱、労働争議等によりハイウェイ21の運用ができなくなった場合

- 2 前項のほか、使用者の電気通信機器等に障害が発生し、ハイウェイ 2 1 の全体又は一部に支障を与えるおそれがあると県が判断した場合には、当該使用者の使用を停止することができる。
- 3 県は、前 2 項の規定によりハイウェイ 2 1 の運用又は使用を停止するときは、あらかじめその旨を使用者に通知する。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

(運用の制限)

第16条 県は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると判断される場合には、通信の利用を制限する措置をとることができる。

- 2 前項以外であっても、県が自ら行う行政目的の利用のため又は運用上必要な場合は、通信の利用を制限することができる。

(責任の制限)

第17条 県は、ハイウェイ 2 1 の使用許可の取消し又は運用の停止及び制限などによって使用者又は第三者に生じた損害又は損失については、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。

- 2 使用者がハイウェイ 2 1 の使用によって他の使用者又は第三者に対して損害又は損失を与えた場合、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を負わないものとする。
- 3 県は、使用者がハイウェイ 2 1 を通じて受発信する情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証責任も負わないものとする。
- 4 県は、使用者が A P に接続するためのいかなる機器、ソフトウェアについても、その動作保証を一切行わないものとする。

(損害賠償の請求)

第18条 使用者が違法、不正又はこの要綱に反してハイウェイ 2 1 を使用し、それにより県に損害を与えた場合、使用者はその損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 8 月 2 1 日から施行する。

別表（第 13 条関係）

宮崎情報ハイウェイ 2.1 の県外出口を利用できる資格を有する者は、以下の要件のいずれかを満たす者とする。但し、プロバイダ業としての利用は除く。

なお、利用期間は、原則として連続 3 年間に越えないものとする

中小企業経営革新支援法第 4 条に基づく計画の承認を受けた者

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 4 条に基づく計画の認定を受けた者

新事業創出促進法第 11 条の 2 に基づく計画の認定を受けた者

特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第 9 条及び第 23 条に基づく計画の承認を受けた者

平成 12 年 4 月 1 日以降に立地調印式が終了している県が誘致した企業

その他、県が特に認める者